

株式会社フレアコーポレーション

あんず訪問介護事業所

【訪問介護重要事項説明書】

1 事業者の表示

法 人 名	株式会社 フレアコーポレーション
代 表 者	代表取締役 山本 康二
所 在 地	兵庫県川西市小花 1 丁目 12-16
設 立 年 月 日	1997年 8月 8日
電 話 番 号	072-767-1151
F A X 番 号	072-767-1152
インターネットアドレス	http://www.furea.jp/

2 事業所の表示

	事 業 所
所 名	あんず訪問介護事業所
所 在 地	兵庫県川西市小花 1 丁目 12-16
設 立 年 月 日	2012 年 1月 16日
電 話 番 号	072-767-1154
F A X 番 号	072-757-1073
介護保険事業所番号	2873101709

3 事業所の責任者

職 名	職 務 内 容	氏 名
管 理 者	職員の指導監視及び事業運営の総括	山脇 孝

4 事業実施地域

通常サービス実施地域	川西市・池田市・猪名川町・宝塚市・伊丹市
------------	----------------------

※ 上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

5 当事業所の目的及び運営方針

(1) 事業所の目的

あんず訪問介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という）を適正に運営するために人員確保及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員」という）が、利用者の意志及び人格を尊重し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した

日常生活を営むことができるよう配慮し、身体介護その他生活全般にわたる援助を行う。利用者の居住する地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、利用者の立場に立った訪問介護提供が出来るよう努めるものとする。

6 従業員体制

職 名	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者 (兼 務)	職員の指導監視及び事業運営の総括	男性 1 名
訪問介護職員(常勤) 【介護福祉士・ヘルパー 1 級】 (兼 務)	訪問介護計画に基づいての指定訪問介護の提供	女性 1 名
	サービス提供責任者	
訪問介護職員(非常勤) 【介護福祉士・ヘルパー 1 級】 (兼 務)	訪問介護計画に基づいての指定訪問介護の提供	女性 0 名
	サービス提供責任者	
訪問介護職員(常勤) 【介護福祉士】	訪問介護計画に基づいての指定訪問介護の提供	女性 1 名 男性 0 名
訪問介護職員(非常勤) 【介護福祉士】	訪問介護計画に基づいての指定訪問介護の提供	女性 2 名
訪問介護職員(常勤) 【ヘルパー 2 級以上】	訪問介護計画に基づいての指定訪問介護の提供	女性 1 名
訪問介護職員(非常勤) 【ヘルパー 2 級以上】	訪問介護計画に基づいての指定訪問介護の提供	女性 4 名

7 サービス内容とその料金

(1) サービス内容

身 体 介 護	食事介助・・・食事の準備、配膳、摂食の介助、誤嚥と脱水の予防 排泄介助・・・トイレ・便器・尿器・おむつ・ポータブルトイレの介助 入浴介助・・・入浴前の健康状態の確認 掃除洗濯・外出同行、部分浴(手浴・足浴)の介助、家庭浴槽・シャワー浴の介助、洗髪 清 拭・・・全身清拭・部分清拭、身体整容 衣類交換・・・衣類の選択、着脱の介助 そ の 他・・・シーツ交換、体位変換、口腔ケア、通院介助、外出介助
生 活 援 助	買 物・・・食材及び生活必需品の買物 調 理・・・献立・調理、食事の用意・後片付け(原則とて利用者分のみ) 掃 除・・・利用者が居室・トイレ・風呂・玄関等の掃除、ゴミだし 洗 濯・・・利用者が脱衣した物 そ の 他・・・ベットメイキング、衣類の整理・衣服の補修
※次のような行為は生活援助の内容に含まれません。 ①商品の販売・農作業等の援助的な行為(庭掃除・植木の水やり・植木の剪定など) ②直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為(来客の対応(お茶・食事の世話)、ペットの世話・散歩、念入りの窓ガラス磨きなど)	

(2) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護保険負担割合に応じた金額の負担となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分に係るサービス利用料は全額

自己負担となります。

1. 訪問介護基本料金

		単位数	利用料金	利用者負担額		
				1割の方	2割の方	3割の方
身体介護	20分未満	163単位	1,744円	174円	348円	523円
	20分以上30分未満	244単位	2,610円	261円	522円	783円
	30分以上1時間未満	387単位	4,140円	414円	828円	1,242円
	1時間以上1時間30分未満	567単位	6,066円	606円	1,213円	1,820円
	以降30分を増すごとに算定	82単位	877円	87円	175円	263円
	生活援助加算※	65単位	695円	69円	139円	208円
生活援助	20分以上45分未満	179単位	1,915円	191円	383円	574円
	45分以上	220単位	2,345円	235円	470円	706円
通院等の乗車又は降車介助（片道）		97単位	1,037円	103円	207円	311円

3. 各種加算及び減算料金

加算等の種類	単位数	利用料金	利用者負担額		
			1割の方	2割の方	3割の方
初回加算	200単位／月	2,140円	214円	428円	642円
緊急時訪問介護加算	100単位／回	1,070円	107円	214円	321円
生活機能向上加算Ⅰ	100単位／月	1,070円	107円	214円	321円
生活機能向上加算Ⅱ	200単位／月	2,140円	214円	428円	642円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	上記基本部分と各種加算減算の合計 13.7%		左記の1割	左記の2割	左記の3割
訪問介護特定処遇改善加算Ⅱ	上記基本部分と各種加算減算の合計 4.2%		左記の1割	左記の2割	左記の3割
同一建物減算	上記基本部分の90%		左記の1割	左記の2割	左記の3割

※上記料金は単位数に川西市の地域単価10.7円を乗じて算出しています。

※サービスの提供開始時間が**早朝**（午前6時～午前8時）・**夜間**（午後6時～午後10時）・**深夜**（午後10時～午前6時）となる場合は割増料金（早朝及び夜間25%、深夜50%加算）が発生します。

※やむを得ない場合で、かつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分（2倍）の料金となります。

※要介護認定を受けていない場合や居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金全額を一旦支払うものとします。（要介護認定後または居宅サービス計画作成後、自己負担を除く金額を介護保険から払い戻す手続きを取って頂きます。：償還払い）

※初回加算は新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

※緊急時訪問加算は利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画書にない訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

※生活機能向上連携加算Ⅰ…サービス提供責任者が、訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした

訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画書に基づいて訪問介護を行った場合に加算します。

生活機能向上加算Ⅱ…利用者に対して、訪問リハビリテーションの医師等が利用者の居宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により、医師等と利用者の身体の状態の表かを共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成し、当該訪問介護計画書に基づいて行った場合に加算します。

初回の訪問介護が行われた月以降3月の間、1月につき加算します。(Ⅰ)を算定している場合は算定しません。

※同一建物減算は事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する利用者を訪問する場合は、当該建物に人数に関わらず、当該利用者に対する報酬を減算します。

※介護職員処遇改善加算は介護職員の賃金改善計画や処遇改善計画に基づき賃金改善、処遇改善を行うことを都道府県知事等に届け出ており、また報告する場合に加算します。

※料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

（３）交通費

上記１の（１）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、介護訪問員が訪問するための交通費の実費をご負担していただくことになります。

訪問介護員の自動車を使用した場合は、訪問介護員宅から片道20kmあたり500円を請求いたします。

（４）その他

＊利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

＊料金の支払方法

毎月、15日までに前月分の請求を致しますので、月末までにお支払い下さい。

お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、原則として銀行振り込み（毎月27日振替）とさせていただきます。

（５）サービスの中止

利用者がサービス開始日又は利用期間の前々日までに利用の中止を申し出がなかった場合は、所定の取消料（1,000円税別）をお支払いいただく場合があります。

※ 但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

８ サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まずは、お電話又はご来所によりお申し込み下さい。当事業所の職員がお伺いします。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門

員とご相談下さい。

(2) サービス提供の手順

1	依 頼	サービス提供の依頼を受け、サービス提供責任者は訪問調査の日程を調整
2	訪問調査	ケアプランにそって利用者とサービスの内容の確認・打ち合わせ
3	契 約	ケア内容をふまえ、契約書の内容に同意を得て利用者と契約
4	訪問介護計画の立案	目標及び自立支援を念頭に置き、ケア計画を立案
5	ルートの組み立て	利用者宅の地理・希望時間・ケア内容・滞在時間をふまえてルートの調整
6	スタッフへの引き継ぎ	サービス提供責任者が利用者のケアに関する情報をスタッフに周知・指導
7	初回訪問	サービス提供責任者が同行し、訪問介護員に直接指導
8	継続訪問	訪問実施。サービス提供責任者は順調にケアが行われているか定期的に確認
9	訪問介護計画の変更	利用者の身体状況はニーズの変化があった場合、ケアプランの変更と共に介護計画の変更

(3) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。
- ② 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知します。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合(※この場合、条件を変更して再度契約することができます。)
 - ・利用者が亡くなられた場合
- ④ その他
 - ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合利用者、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為をする行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。
 - ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当事業所や当事業のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

9 担当者の変更

- ① 選任された訪問介護員の交代を希望する場合には、当訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対し訪問介護員

の交代を申し出ることができます。その際には、当事業所の相談窓口までお申し付け下さい。

- ② 訪問介護員の交代により、利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮いたします。

10 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、利用の主治医、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

		連絡先	
医療機関		連絡先	
ご家族	(続柄)	連絡先	
ご家族	(続柄)	連絡先	

1 1 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対するサービス提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはその家族からの金銭及び物品の授受
- ③ 利用者の家族に対するサービスの提供
- ④ 飲酒及び利用者もしくは家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ 利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者もしくはその家族に行う迷惑行為

1 2 相談窓口

＊当事業所利用者相談・苦情担当

担 当	当事業所管理者	山脇 孝
電 話	072-767-1185	
相 談 時 間	8:30~17:30	

＊川西市役所健康福祉部長寿・保険室長寿・介護保険課

川西市中央町12-1 電 話 072-740-1149

＊兵庫県国民健康保険団体連合会 介護保険課

神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801 センタープラザ16階
電 話 078-332-5601

1 3 秘密の保持

- ① 当事業所の訪問介護員その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- ② 当事業所は、訪問介護員その他の従業者であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じます。
- ③ 当事業所はサービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意をあらかじめ文書により得ます。

1 4 家族等への連絡

希望があった場合には、利用者への連絡と同様の通知を家族等へも行うものとし、連絡の方法については、その都度、利用者とその家族との話し合いに基づき行うものとする。

15 記録の保管

サービスの提供については記録を作成し、5年間保管し、利用者及び家族に限り、要求に応じ記録の閲覧・複写物の交付ができます。但し、複写費用は実費になります。

16 緊急時の対応

- ① 利用者に対する訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 前項の事故の状況及び事故に際しての処置について記録します。

17 事故発生時の対応・損害賠償

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者に早急に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当事業所は損害保険ジャパン日本興亜株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

18 損害保険への加入

《損害賠償保険内容》

被 保 険 者	① 居宅サービス・居宅介護サービスを提供する法人・団体 ② 事業所の理事・役員・職員（常勤・非常勤問わず） ③ パートタイマー・協力会員・研修受講生等（事業者の指示のもと活動をする方に限ります。
対象になるサービス	① 公的介護保険対象の居宅サービス ② ①に付随して行うその他の居宅サービス ③ 居宅介護支援サービス（ケアプラン作成、訪問調査等） ④ ホームヘルパー養成研修・福祉用具アドバイザー養成研修等

19 暴力団等の影響の排除

従業者については、暴力団排除に関する条例に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者ではないこととする。また、事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

20 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：山脇 孝

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 介護相談員を受入れます。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

21 感染予防及びまん延防止

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

22 ハラスメント対策

ハラスメントに関する事業者の取り組みとして、職場内でのハラスメント対策を行う。利用者、家族または身元保証人等から、事業所及びそのサービス従事者、その他関係者に対し、故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は サービス利用を一時中止もしくは 契約を解除する。

23 業務継続計画（BCP）の策定等

① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

② 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を定期的実施するものとする。

③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更

を行うものとする。

24 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合には、利用者にその内容を通知し、利用者又はその家族に同意の確認をいたします。

25 重要事項説明の確認等

指定訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 〒666-0015
兵庫県川西市小花 1 丁目 12-16
株式会社フレアコーポレーション
代表取締役 山本 康二

説明者氏名 山脇 孝

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者

＜住 所＞

＜氏 名＞

利用者代理人

＜住 所＞

＜氏 名＞

個人情報使用の同意 利用者及び家族の個人情報については、居宅サービス計画に沿って円滑にサービスする

ために実施されるサービス担当会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整において必要な場合、必要最小限の範囲において使用することに同意をお願いいたします。

訪問介護の提供開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて個人情報の使用について説明を致しました。

令和 年 月 日

事業者

兵庫県川西市小花 1-12-16
株式会社フレアコーポレーション
あんず訪問介護事業所

説明者氏名

印

訪問介護の提供開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて個人情報の使用について説明を受けましたので、同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印

利用者家族代表 住所

氏名

印